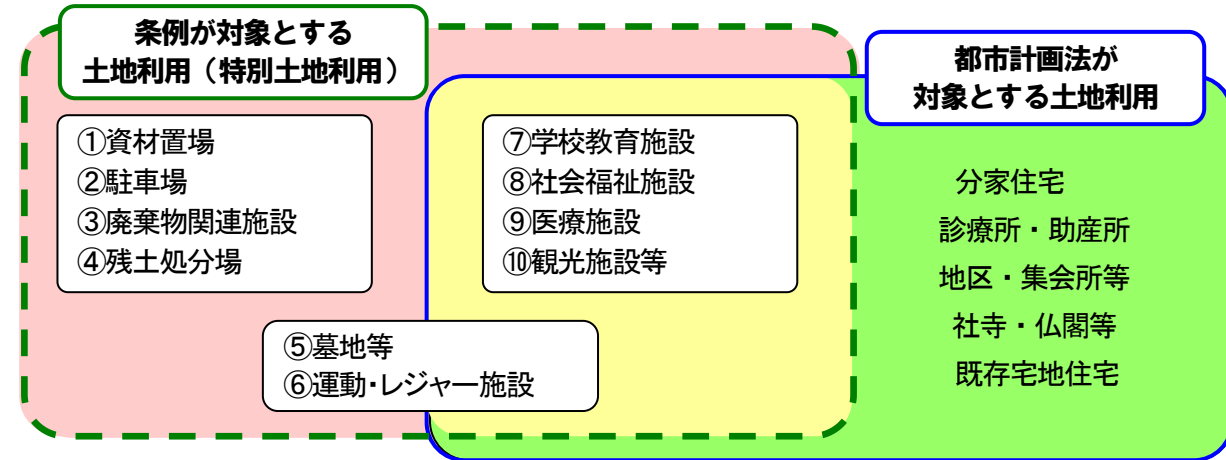


八王子市市街化調整区域の保全に向けた適正な土地利用に関する条例

1 条例の内容

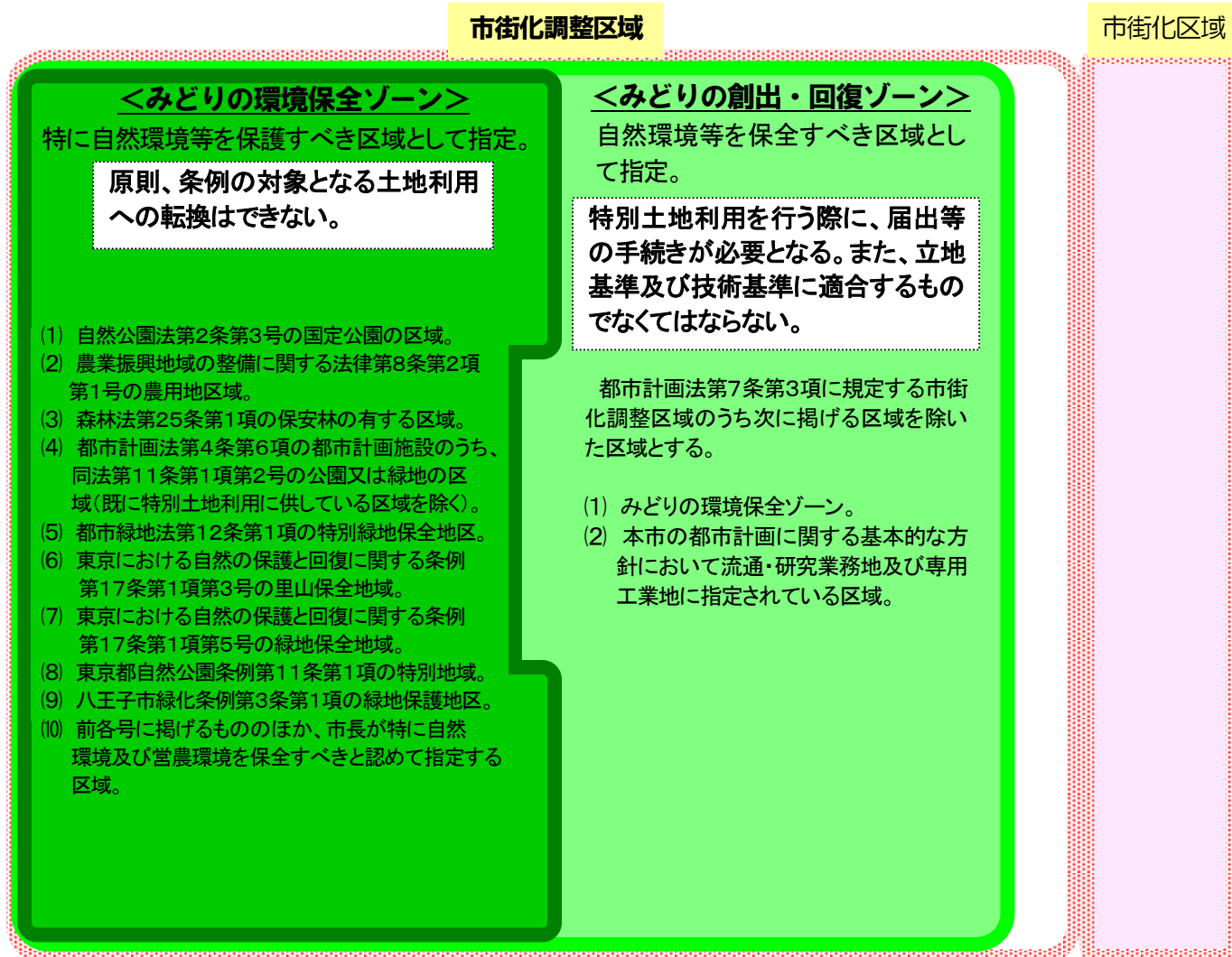
(1) 条例が対象とする土地利用行為

- ア. 特別土地利用を行うための以下の行為（区域面積 300 ㎡以上のものを対象）
- a. 土地の区画形質の変更を行うこと
 - b. 樹木の伐採を行うこと
 - c. 建築物及び工作物の築造を行うこと
 - d. その他土地利用の転換行為
- イ. 特別土地利用を行うための土地の区域を拡張する行為
（拡張後の区域面積 300 ㎡以上となるものを対象）



※都市計画法が対象としている土地利用は一部を抜粋したものであり、その他土地利用も対象となる場合があります。

(2) ゾーン区分と土地利用方針



(3) 立地基準・技術基準

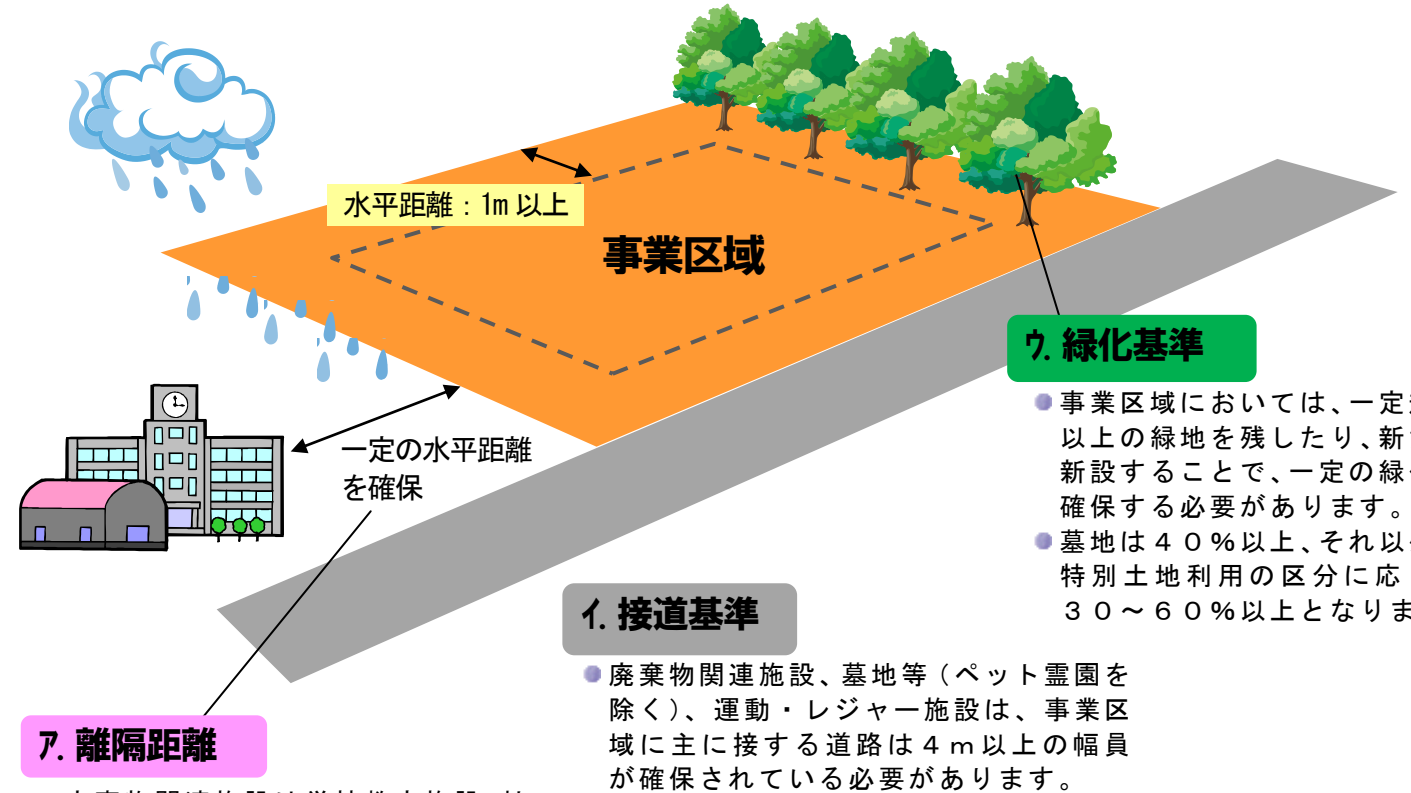
- 【立地基準】: ア. 離隔距離 等
【技術基準】: イ. 接道基準、ウ. 緑化基準、エ. 雨水処理基準、オ. 外構等の基準、カ. 高さ基準 等

イ. 雨水浸透排水基準

- 事業区域内の雨水を浸透、排水させるための基準で、接続先の公共施設管理者との協議・同意や、必要に応じて調整池・貯留槽等の流出抑制施設の設置等が必要となります。

オ. 外構等の基準

- 垣や柵の構造の基準、道路境界線又は隣地境界線からの距離の基準です。
- 資材置場、廃棄物関連施設は、境界から水平距離で1m以上離す必要があります。
- また、離隔部分に植栽帯を設けるなど、沿道景観に配慮する必要があります。



2 特別土地利用行為の手続きの流れ

